



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	手形法16条2項にいわゆる「善意」について(二)
Author(s)	林, 靖; HAYASHI, Tatsumi
Citation	北大法学論集, 25(2), 123-151
Issue Date	1974-10-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16174
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(2)_p123-151.pdf



手形法一六条二項にいわゆる「善意」について (二)

林 立身

目次

- (一) 問題の提起
 - (二) ドイツ手形条例七四条について
 - (1) 成立
 - (2) 学説の動向
 - (イ) ドイツ民法典成立前
 - (ロ) ドイツ民法典成立後
 - (3) 判例の検討(以上二四卷四号)
 - (三) 統一手形法一六条二項について
 - (1) 成立
 - (イ) 成立過程
 - (ロ) 英米法との比較(以上本号)
 - (ハ) フランス法
 - (ニ) ドイツ法
 - (3) ドイツ法
- 四 総括——日本法と外国法——

(三) 統一手形法一六条二項について

(1) 成立
(1) 成立過程

統一手形法一六条二項成立の起源は、ハーグ統一規則一五條二項に遡る。すなわち、一九三〇年のジュネーブ統一手形法会議で、「会議の討論の基礎として提出された条文」の一五條二項は、ハーグ統一規則一五條二項を、そのまま受け入れたものである。

「一九二二年のハーグ第二回会議により採択された統一規則」一五條二項「事由の何たるを問はず(in any matter whatever)、ある者が為替手形を失なった場合、前項に定められた方法で自己の権利を証明する所持人は、手形を返還する義務を負わない。ただし、所持人が悪意で手形を取得したとき、取得のときに重過失があるときは、このかぎりでない。」⁽²⁾

ところが、本条について一九三〇年五月一五日の第一読会第六回会議で、ドイツ代表から、修正案が提出された。すなわち、本条に続いて、次の文言を一五條二項に付加するという提案である。「彼〔所持人〕が手形取得に際し、譲渡人が資格ある所持人でないこと、代理人でないこと、手形を処分する権限がないか、または法的に処分する能力がないことを知っている時に、所持人は悪意

で行為したのである。」⁽³⁾

この修正案によれば、本条は所有権、代理権、処分権限、能力の欠缺等の瑕疵が裏書にある場合でも、取得者の善意により、この瑕疵が治癒されることを認める内容を持つことになる。

ドイツ代表の *Quasnowski* は、修正案を提出した理由を次の様に説明する。「悪意(bad faith)」の定義を明確にしなければならぬ、「もし、……条文の解釈が、種々の国々に任されるなら、いかに多数の対立した意見が生じるか想像できよう。」それでは、悪意とは何か、「ドイツの普通法(German common law)が与える答は、きわめて明瞭である。もしある者が「違法(irregularity)」を知っているか、または重過失により、それを知らなかったときに、それが悪意である。」ところが、草案は悪意の定義を含んでいない、つまり、草案から、手形を取持した者の悪意がいかなるものか、知ることができない、それに対し、「ドイツ代表の提出した条文の下で、唯一の決定的な事実、手形の取得者が、譲渡される手形における瑕疵(defects)を知っているか、または重過失により知らなかったかということである。」⁽⁴⁾それ故、直接の裏書が手形に対する権利を持っていないことを、所持人が知っているか、重過失により知らないとき、手形を取得しない、しかし、ある以

前の裏書人が手形を失なつたことを知っているか、または重過失で知らない場合には、所持人は手形を所持する完全な権利を有することになる。⁽⁶⁾

この修正案に対し、ポーランド代表 Sulowski が批判を提起した、悪意の概念は充分明らかで、それは「手形取得者が、手形譲渡人は手形を処分する権利を持たないということを知っているとの認識、事実」⁽⁷⁾に基づく、修正案が、善意取得者を保護する原理を、無能力者から取得した者に拡張するのは問題である。⁽⁸⁾「無能力者の利益は、善意で手形を取得した者のために、犠牲にされるべきであろうか。」⁽⁹⁾もし本会議が手形行為能力についての準拠法として本国法を選択するとなると、修正案を採る結果、通常の債務との不均衝が発生する、結局、ドイツの提案は極端に走りすぎ⁽¹⁰⁾る。

以上に対し、イタリア代表の Gammari が双方の調停を指す次の意見を述べた、ドイツ代表の修正案にある「譲渡人が……代理人でないこと、手形を処分する権限がないか、または法的に処分する能力がない……」との文言は「適法な所持人 (the legitimate holder)」⁽¹¹⁾に対する付加的な説明にすぎない、⁽¹²⁾とすればドイツ代表と専門家委員会の案とで差はない、結局、表現の問題にすぎず、

これは起草委員会 (Drafting Committee) に任されるべきである。

この他、イギリス代表の Guttridge がイギリス法上の「悪意 (bad faith)」⁽¹³⁾概念を説明し、オランダ代表の Schelena が、修正案の目的は悪意の定義にとどまらず、悪意の判断の場合に、所持人と直接の前者との関係か、または過去に発生したことはいずれが考慮されねばならないのかという問題、⁽¹⁴⁾つまり一五条二項の悪意は、何に向けられるのかとの問題を提起した。

以上に対し、Quisowski は、ポーランド代表の主張するほど、本条の悪意は明確ではないと反批判を加え、修正案は上述の困難の解決を目的とする、さらに「一五条二項は「譲渡行為 (the act of transfer)」が不完全 (incomplete) である場合のみに及ぶ」趣旨と答弁した。⁽¹⁵⁾

その他、フランス代表 Berrou は、ハーグ会議も専門家委員会も、このことを見逃していたのでない、「しかし、検討は、悪意の概念はすべて国々を満足させるように、定義することが不可能であることを示した。本条でこの意味を定義する試みは、実際には、この概念に含まれるべき場合に及ばないかも知れぬとの重大な障害にいたるであろう。」⁽¹⁶⁾それ故、本会議に提出された条文を採用し、もし可能なら、より適切な表現の提案は起草委員会に任され

料
るのが最上であると結んだ。

以上の討論の後、議長は問題点を次の様に要約した、イ)ドイツの修正案は、"Where a person has been dispossessed of a bill of exchange" という条文を、"Where a person has lost of a bill of exchange" に変更しようとするが、"lost" との文言は手形の「盗取 (the theft)」に及ばないから、専門家委員会の案が適当である、⁽¹⁸⁾ 修正案によれば、重過失により不知の場合に、所持人は悪意の責を負うことになるが、これは「法学上の異説 (legal heresy)」である、⁽¹⁷⁾ 修正案の「彼(所持人)が手形を処分する権限がないか、または法律上能力がない」との部分は、所持人の「前者 (predecessor)」に関連する、またここで、注意すべきは、修正案によれば、「たとえ、手形の裏書をした者に固有の瑕疵 (defect inherent in the person endorsing it) により、裏書が有効でなくとも、次の所持人が手形に付着した全ての権利とともに、手形を受け取ったことを定める条文を検討しなければならぬから」、⁽¹⁸⁾ 修正案と専門家委員会の条文の間には、重大な相違が見られる、この点で、修正案は専門家委員会の案に比較して、裁判官に裁量の余地を残していない、「草案の条文は、「直接の譲渡人 (the immediate transferer)」につき、所持人が悪意か否か、または「前者 (the

predecessor)」につき、悪意があるかどうかの判断を、裁判官の自由に任かせている。」⁽¹⁹⁾ いずれが妥当な表現か、議長は即座に判断はできない。

以上で、この日の会議は終了し、議論は一九三〇年五月一六日の会議に移された。

翌日の会議の冒頭、イタリア代表の Giannini 発言の後、Quasimodo がこの説明に満足して、修正案を撤回することにより、本条をめぐる議論に決着をみた。

Giannini の説明、⁽¹⁾ 「悪意」を定義する問題は、手形法に限らず、国際法の他の領域でも生じうるから、「國際的視点から見て、解釈が疑わしいとの仮定 (assumption) を避けるため、問題を生じさせないのが、一般的視点から、望ましいように見える。」⁽²⁰⁾ ⁽²⁾ 「能力」につき、手形の流通を容易にする問題と、無能力者の保護の問題とが対立する、しかし、ハーグ会議で、能力について本国法が効力を持つと決定された、⁽²¹⁾ 因なお、修正案にふれられた他の問題についてのドイツの提案は、「一般報告 (General report)」で充分説明され、この報告は問題のために採られる解決を説明するのであらうと発言し、以上のように考えて、イタリア代表は本条をそのまま維持するのに賛成した。⁽²²⁾

以上で本条をめぐる第一読会第六回会議での議論は終了して、草案一五条二項は第一読会で承認された。

なお、起草委員会は、本条(白地手形に関する手形法一〇条が附加されたため、一六条二項となった)につき、会議の議論をふまえて、次のような報告(Report by the drafting committee)を作成した。

報告(一)「修正案に関する」議論の後、種々の国々における問題につき、採られている見解に応じた、悪意の明確な定義を与えることは不可能と見え、また修正案は、法律上無能力である者のなした、裏書の運命つまり、種々の国の立法に残されている問題について、規制することを意図するのだからという理由で、この修正案は否決された。」⁽²³⁾

報告(二)「最初の被裏書人が、手形の紛失または盗難(より一般的には、所持人が手形を不法に失なったとの事実)に気付かないとき、他の被裏書人が、手形はかつて、不法に盗まれたことを知るべきであったとしても、手形に付着する瑕疵は除去され、手形はそれ故、他の被裏書人に譲渡されるということが理解された。」⁽²⁴⁾

以上のような共通の了解の下で、結局本条はそのまま、第二読会の承認を得て、統一手形法一六条二項の成立をみた。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

本条の成立経過から、本条の問題を要約すると、起草委員会の報告が簡潔に述べるとおり、また会議の議論の経過もまた示すとおり、議論は主として、無能力者のなした裏書の法的処遇の問題、さらに本条の内容の確定による、本条の適用範囲の明確化の問題、この二つに集中した。

前者については、本会議で合意された、「法の抵触に関する条約」第二条によるとおり、⁽²⁷⁾無能力者が所屬する国の法が効力を持つのであるから、ドイツ代表の修正案は、無能力者による裏書により、善意取得の成立を認める結果、この限りで、この条約第二条と矛盾を生ずるため、多数の代表の支持を得られなかった訳である。では、無能力者のだした裏書と本条との関連について、統一会議の採った態度は、いかなるものか、若干不明瞭で、疑問を残すが、⁽²⁸⁾本条により善意取得の効果を認めるか否かを、各国法に委ねたということになり、その限りで本条の解釈につき、各国の分裂を生じて、⁽²⁹⁾やむをえないとしたものであろうか。

後者については、次のように言えよう、本条にいわゆる手形が「失なわれた(missing)」という法文の意味は、手形の盗難・遺失・横領の場合を予想している、そして以上の原因で手形が所持人から失なわれ、結局、善意の被裏書人の手に帰したとき、もとの所持人は手形の返還を求めることができない、⁽³¹⁾このような内容を持

つとすれば、本条は取得者が、それによって手形を取得するところの「裏書」以外の裏書に瑕疵がある場合のみを予定し、無能力者による裏書もその一例である、瑕疵ある「裏書」による手形取得を、その適用範囲の中に入れていない、つまり取得行為の瑕疵を本条は予想してないのである。⁽³²⁾

以上のとおり、統一会議の資料にあらわれた、本条に関する討議が示すとおり、広範囲で善意取得を肯定するドイツ手形条例七四条の通説を明文化する、ドイツ代表団の提案は、統一会議の各国の承認を得ることができずにおわった。

- (1) 手形法・小切手法の統一運動を概観する、我国の文献として、田中(耕)「世界法の理論」第三卷(著作集Ⅲ)昭二九・五頁以下、外国の文献は多数にのぼるが、Hudson and Feller, *The International Unification of Laws Concerning Bills of Exchange* (1931) 44 *Harv. L. Rev.* 333が要領の良い概観を与える。個々の条文に立上った検討を加える、我国の文献として、ハーグ統一規則を抜かう、毛戸「統一手形法論」(大三)、ジュネーブ統一法に関する、大橋「新統一手形法論(中)」(昭七・八)がある。外国の文献として、英米法とハーグ統一規則を比較したものに、Lorenzen, *The conflict of laws relating to bills and notes*, 1919, シートネーブ統一法と比較したものに、前掲の Hudson and Fe-

ller 論文があるが、もっとも詳細なものは、Hupka, *Das einheitliche Wechselrecht der Genfer Verträge*, 1934 であらう。

以上と、若干の文献により、本条成立の前史のあとをたどってみるのが、理解を容易にしよう。統一規則一五条二項は、第一回ハーグ会議でドイツ代表が、適法に証明された (*gehörig ausgewiesen*) 所持人は、手形を悪意または重過失で取得したときに限り、手形返還の義務を負うと提案したこと起源を遡る (*Stanzl, aO., S. 81; Lux, aO., S. 44*)。オーストリア、ハンガリーが提案に賛成し、手形善意取得につき明文の規定を持たない、フランス法の領域 (ベルギー、ルクセンブルグ) も、これに賛成し (*Lux, aO., S. 44*)。『為替手形の偽造、変造、遺失 (*De faux, des altérations, de la perte de la lettre change*)』に関する草案Ⅺ章の第八一条が成立し (*Stanzl, aO., S. 81*)。『為替手形の遺失の場合、適法所持人は手形返還の義務はない、ただし悪意 (*mauvaise foi*) または重過失の場合はこのかぎりでない。』と定められた (*Deuxième Conférence De La Haye pour l'unification du droit en matière de lettre de change, de billet à ordre et de cheque. Actes II. 1912. p. 97* による。以下 *Actes II* と略称する)。ただし、この段階で、第八一条が「遺失」の場合を特別に抜かう趣旨 (遺失手形の善意取得のみが認められ、盗取された手形にはこれを認

めなり)か、資料から明確でなり (Stanzl, aO., S. 81 f.; ならぬ Scheunemann, Der Wechselverbot kraft gutem Glau- den nach dem neuen Wechselgesetz. Diss. Greifswald 1934. S. 10 参照)。

ところが、一九二二年の第二回のハーグ会議で、オーストリア代表が、本条の意義を強調し、手形遺失の場合に本条の適用が限定されるのは狭すぎる」と主張し、善意の第三者が保護される場合として、委託された手形の譲渡をあげた (Stanzl, aO., S. 82; Hess, Inhalt und Tragweite des Artikels 16 Abs. 2. Wechselgesetz. Diss. Erlangen. 1949. S. 13; Scheunemann, aO., S. 10)。¹⁾ 討議の内容は以下のとおりである。

一九二二年六月二六日の第一回修正委員会 (comité de révision) でオーストリア代表の Mayer が次の提案をした、本条から「為替手形の遺失の場合に」との文言を削除する、為替手形の「善意取得者 (l'acquéreur honnête)」保護のため、より広範な基礎が確立される必要がある、遺失の場合が実際に重要であるが、為替手形の受託者 (dépositaire) が不法に裏書した場合にも善意者が保護される必要がある (Actes II. p. 98)。

ハンガリー代表は、本条が手形遺失の問題でないから、本条を「手形上の権利行使の総則」の章に入れることを提案し (Stanzl, aO., S. 82)。²⁾ この提案は理由があるとして

承認された (Actes II. p. 98)。³⁾ 以上の討議を経て、また英米法 (§ 3 (1) BEA, § 8 (2) (3) NIL 参照) で認められている、無記名式の手形を採用しなうと決して (詳細は Hupka, Das einheitliche Wechselrecht der Genfer Verträge. 1934. S. 13f. 参照)、草案八一条は「裏書」の章に移されて、ハーグ統一規則一五五二項が成立した。

修正委員会 (Commission de Révision) が会議に提出した報告 (Lyon-Caen と Simons が作成) は、本条の性格を次のように説明する。

「一五五二項の規定は、形のうちでいくらかの修正はあるが、一九二〇年の草案八一条の再現 (reproduction) である。これは、いかなる例外的場合に、為替手形が、裏書の連続により所持人である者に対し、返還を請求せらうるかを定める。この場合を定めるため、一五五二項は、事由の如何を問わず為替手形の占有を失しないたる (déposséder) 場合」と定める。この表現により、所持人が意思なくして (盗難、紛失)、それから所持人の損失となる詐欺 (背任、詐欺) により占有を失なった場合を意図している。」(Deuxième Conférence de la Haye pour l'unification du droit en matière de lettre de change, de billet à ordre et de cheque. Actes I. p. 82)

(2) League of Nations, International Conference for the

Unification of the laws on Bills of exchange, promissory notes and cheques. Preparatory Documents, 1930. p. 34 (以下 Documents と略称) にある。

- (8) League of Nations, Records of the International Conference for the Unification of laws on bills of exchange, promissory notes and cheques, first session, Bills of Exchange and Promissory Notes, 1930. p. 197 (以下 Records と略称) なる、専門家委員会の案によれば、"Where a person has been dispossessed" とあるが、修正案では "Where a person has lost" とある。

- (4) ドイツ代表によれば、手形取得者の悪意は、前者 (preceding endorser) が手形に対する権利を有しないとの事実によるか、その他の事実、たとえば「以前の裏書人 (previous endorser)」が手形を失ったとの事実にかかると、草案は明確にしていないことになる。Records, p. 97。

- (5) Records, p. 197

- (6) Records, p. 197

- (7) Records, p. 197

- (8) ただし、Sulkowski は、ドイツの修正案が、為替手形の流通 (circulation) の安全を確保することを認める。Records, p. 197。

- (9) Records, p. 197

- (10) 専門委員会で作成された、Draft Articles of A Conven-

tion の三条は、「為替手形により債務を負担する者の能力は、本国法によって定められるものとする。」とある結果、これによると、無能力者によりなされた契約は無効であるのに、修正案によれば、手形は無能力者から有効に取得されることになるという不整合な結果を生ずる、これがポランド代表が反対する理由であると説明されている。

なお、この Draft Articles of A Convention 三条は、その ²⁴ Convention for the settlement of certain conflicts of laws in connection with bills of exchange and promissory notes の第二条として、合意された。

- (11) つまり、イタリア代表は、無権代理人、処分権限、処分能力 (手形行為能力) を欠く者は、すべて「適法な所持人 (the legitimate holder)」ではないと考える。Records, p. 198。

- (12) Gutteridge の説明によれば、イギリス法の採用する、悪意の存否の判断基準は、手形を受け取るときに、所持人の意識になんらかの疑念 (suspicion) の要素があるかどうかである、また過失の有無を問題としない。「問題は、所持人が不注意か否かではなく、不誠実か (dishonest) 否かである」Gutteridge は、しかも過失を、重過失と軽過失に分別するのが困難であることを付け加えた。Records, pp. 198—199。

- (13) 議論を要約するため、Scheltema は次の事例を提示する。「私は為替手形を裏書する、所持しているとき、私は手形がある時、遺失または盗難されたことを知っている、しかし

- 所持人として直接私に先行する者が善意であることも知っている、この時私は悪意であるか」Records. p. 199
- (14) Records. p. 199. Quassowski は、この修正案により、譲渡行為に瑕疵ある場合にも、本条の保護を所持人に与える、つまりドイツ手形条例七四条についてのドイツの学説の通説を明文化することを試みた訳である。
- (15) Records. p. 199
- (16) Records. p. 199
- (17) Records. p. 199
- (18) 議長の修正案についての説明から、逆に統一規則一五条二項の趣旨を推測すると、本条は手形が直接の譲渡人以外の者から、何等かの理由で、失なわれたとしても、この点につき悪意でないかぎり、所持人が保護されることを目指した条文とならう Records. pp. 199—200°
- (19) Records. p. 200
- (20) この点は、前述のフランス代表 Pergerou の意見と、ほぼ同じ内容の説明である、Records. p. 200
- (21) これもポーランド代表の Sulkowski の意見と同じ内容である Records. p. 200
- (22) Records. p. 200 なお、イタリヤ代表のいう「一般報告」とは、後に紹介する、起草委員会の報告 (Report by the drafting committee) のことか。
- (23) Records. p. 132
- (24) Records. p. 132
- (25) Records. p. 419
- (26) 本条約の正文は、フランス語と英語によるが、英文は以下のとおり、Where a person has been dispossessed of a bill of exchange, in any manner whatsoever, the holder who establishes his right thereto in the manner mentioned in the preceding paragraph is not bound to give up the bill unless he has acquired it in bad faith, or unless in acquiring it he has been guilty of gross negligence. 条文は Records. p. 35 による。
- (27) Records. p. 71 なお註(10)参照。
- (28) なお、Hupka, Das einheitliche Wechselrecht der Genfer Verträge. 1934. S. 50
- (29) Stanzl, aO., S. 84; Henrichs, aO., S. 39; Schneemann, aO., S. 24; なお、Lux, aO., S. 50f 参照。ただし、竹田「手形法・小切手法」(昭三〇)三九頁は「……結局学説に任ざれることとなった……」とあるのは、何によったものであろうか。その他豊崎・前掲論文・手形法・小切手法講座三卷一三八頁、岡島・前掲論文・法と政治一卷一六一頁、武久・前掲論文・彦根論双一四九号四一頁、田辺(光)・前掲論文・阪南論集三卷一・二九号九七頁参照。
- (30) ドイツ修正案では、lost となっていたが、議長は手形の

盗難の場合をカヴァーしないの理由として、専門委員会の案である "discovery" を採用したこと(本文参照)、またハーグ会議で善意者が保護される可き場合として、委託手形の譲渡(横領)が主張されたこと(注(1)のオーストリア代表の提案参照)、いずれも前述したとおりである。

(31) 善意の被裏書人から譲り受けた、悪意の被裏書人も、本条は保護する趣旨である。Records, p. 132

(32) それ故、手形をそれによって取得するところの「裏書」に瑕疵の無いことのみが要求され、それ以前の裏書に瑕疵があるため、その裏書が無効であっても、善意取得を妨げないことになる。

そして、手形が失なわれた場合として例示されているのは、手形の盗難・遺失・横領の場合であるから、「裏書の連続」の要件を満足するため、通常それに伴なう「偽造裏書」の瑕疵を本来の適用領域とすると見ることができよう、そして、詳細は後述するが、この「偽造裏書」の処理が、英米法と、統一法を採用した大陸法との差異をなしている。そしてあたり Hupka, aO., S. 22 f. を参照。

② 英米法との比較

英米手形法は、統一手形法一六条に対応する規定を欠く。⁽³⁾ 同条は統一法に固有の規定である。それ故、善意により治癒される瑕

疵の範囲如何という、当面の問題には、個々の手形取得行為の瑕疵毎に、善意の取得者に与えられている保護範囲を検討して、答えるしかない。しかし、複雑な英米手形法の充分な検討は困難といわねばならない。問題の断片に対する答でしかないが、手形の善意取得に関して、統一法の立場の「認識」を深めるため、最も鋭く統一法と英米法が対立する点の抽出・指摘で満足しなければならぬ。

それでは、統一手形法一六条と英米手形法とが、その内容において、最も鋭く対立するのは、⁽³⁾ どの点か。

共通の起源⁽⁴⁾ 取引における経済的な機能の類似にもかかわらず、統一法によれば、善意取得で処理される問題につき、英米法がその特異性を表わすのは、「偽造裏書」⁽⁵⁾ の処理の場合であるといえよう。⁽⁶⁾ しかも、「振出人の署名の偽造」の場合には、これと異なる解釈を、英米法は採っている。前者は Mead v. Young, 1790, 4 T.R. 28 二、⁽⁷⁾ 後者は Price v. Neal, 1762, 3 Burr. 1354 に遡る原則である。

つまり、ジュネーブ統一法は、裏書の連続した手形を善意・無過失で取得した所持人は、手形が盗難・遺失にあり、その後裏書が偽造された(一種の譲渡人の所有権欠缺)場合でも、手形

を取得することを認める。⁽⁷⁾ この原則の系として、支払人は裏書の形式的連続を調査しさえすれば足り、裏書連続により自己の権利を証明する所持人に対し、善意で支払ったときには、免責されることになる。⁽⁸⁾

ところが、英米法は、振出人の署名偽造と異なり、偽造裏書は全く無効と定め、統一法のように、画的に善意取得者の保護をはかることを認めない。⁽⁹⁾

このような、英米法において特徴的な、「偽造」の場合でも、振出人の「署名偽造」と「裏書偽造」に扱いかいの差を認める法の構造を明確にすることは、統一法の提起する解決に、さらに、当面の課題の解決にあらたな理解を与えるであろう。

英米の原則の基礎を形成した、前掲引用の判決の紹介を試みることに、英米法の解決を示すことにする。

— Price v. Neal, 1762, 3 Burr. 1354

英米法と統一法が、大むね、一致しているのは、「振出人」の署名偽造の処理であろう。両者とも「手形行為独立の原則」⁽¹⁰⁾を採用しているといえよう。このことは、英米法についていえば、次のことを意味している。つまり支払人は善意取得者になした給付を、振出人の署名の偽造を理由としては、返還を請求できない、

支払人が引受をなしたとき、善意の取得者に対して、振出人の署名偽造を理由として、引受の無効を主張できない。⁽¹¹⁾ 英米法では、手形に限らず、小切手も「引受」が可能であるから、⁽¹²⁾ この原則は、小切手についても妥当する。

この原則は、Price v. Neal 事件でのマンスフィールド卿の判決に遡る。事実と理由を紹介する。⁽¹³⁾

(事実)原告Priceは被告Nealに対し、八〇ポンドの債務を負担していることを主張して、不当利得の返還を求めて、訴訟を提起した。

一七六〇年の十一月に、受取人を Rading とする、四〇ポンドの、為替手形が、Sutton の名前で、John Price に宛てて、振り出され、Price はこの手形を引受けた。さらに、一七六一年二月にも、同額・同内容の手形が振り出され、同じく、引受けがなされ、結局二通の手形は Edward Neal に裏書され、引受人 Price が、弁済して、この手形を取得した。ところが、後に二通の手形は Lee というものが、偽造したことが判明した。しかし、Neal は有償 (Full value) で手形を取得し、署名偽造の事実につき不知道であった。そこで、引取人 Price が合計八〇ポンドの手形金の返還を求めて、本訴を提起したが、結局敗訴した。

マンスフィールド卿の意見「本訴で、原告は返還を請求できない、ただしそれを保持することが、被告において、良心に反する (against conscience) 場合は別である。……しかし、彼が善意で偽造について少しの疑念もなしに、支払ったところの、正当な対価 (a fair and valuable consideration) と引き換えに、裏書された手形を、一度受け取った場合には、この金銭を保持することは、決して被告において、良心に反するとは考えられることができない。本件では、詐欺、違法行為はない。原告が引受又は弁済する前に、彼に宛てて振り出された手形が、振出人の署名になる (drawers' hand) ということを確かめるのは、原告の責任である。しかし、そのことを調査することは、被告の義務ではない。……たとえ、原告に過失がないとしても、損害を一人の善意者 (innocent man) から、他の善意者に転嫁する理由はない。しかし、本件で、何らかの過失が、いずれかにあるとすれば、それはまさしく、被告ではなく、原告にある。」

この判決の原則は、判例として確立され、イギリス手形法、またアメリカ流通証券法を経て、アメリカの統一商法典に受け継が

れて、現在に至っている。⁽¹⁴⁾

この判決によると、原則として、支払人は支払又は引受の場合、損害を署名が偽造された振出人の負担とできないと解されるから、支払人が偽造の危険を負担するかのように見える。⁽¹⁵⁾

従来、この原則は、振出人の署名を調査し、偽造の危険から身を守るのが、最も容易なのは、支払人 (引受人) であり、この眼を逃がれると、他の取得者は、これを発見できないのだから、この危険は支払人 (引受人) が負担すべきという理由で、説明されてきた。⁽¹⁶⁾

しかし、手形の引受又は支払に関しては、このような説明が適当かもしれないが、巧妙な小切手、偽造の場合、この説明は充分、説得力をもたないことに注意する必要がある。つまり、毎月、多数の小切手を支払っている、支払銀行が返還を求めるとは、この原則によれば、許されないからである。⁽¹⁷⁾

そのため、最近少なくとも小切手に関し Price v. Neal 判決を正当化する理論的根拠として、偽造の危険は、「保険」によって、損失から身を守り、その保険の費用を小切手利用者全員に、分配することができる「当事者」によって、負担されるべきであるということに求める考え方が主張されている。⁽¹⁸⁾ そうとすれば、少な

くとも小切手に関し、この原則は、支払銀行が損失を、一方的に負担することを意味していない。むしろ、この原則は、署名偽造から生ずる損失を、経済的に有意義な方法で、小切手利用者全員に負担させている。⁽¹⁹⁾つまり、支払銀行を「危険の集中、分配機構 (risk gatherer and distributor)」⁽²⁰⁾としているといえよう。

Price v. Neal 判決の原則を、このように評価するとすれば、アメリカにおける「小切手」の広範な普及の事実の説明は、次の図式による損害負担の合理性にもとめられよう、すなわち、振出人の署名偽造から発生する損害は、支払銀行→保険による損害の填補→銀行の負担する保険料→銀行の手数料の増加→顧客全員へと究極的に分配される。

つまり、小切手利用者という「団体」⁽²¹⁾の全ての構成員は、銀行の要求する、いわゆる「手数料 (service charge)」の上昇という形で、自己の分担分を醸出する、その反対給付として、顧客は広範な使用能力を持つ、小切手という証券を、ためらわずに、利用(譲渡と受領)できる、その結果、債権者は債務者が振り出したり、又は裏書をした小切手を、自己の債務の弁済に使用できる。取得者は振出人の署名を知らないでも、小切手を受領できる。さらに、取立を委任された銀行は、振出人の署名が偽造されても、

損害負担の危険を恐れずに、取得者に、小切手金を支払うことができる。又取得者は受領した小切手金を保持できる結果、前者に対する遡求権に頼る必要がないのである。⁽²²⁾

アメリカにおける、小切手の広範な普及は、このような説明を正当化するかに見えよう。

Price v. Neal 判決の原則を確認しておこう、善意・有償で証券を取得した者に、支払をなした支払人は、「振出人」の署名、また「支払人」自身の署名偽造を調査しなかったとき、支払を受領した者から、後に返還を請求することができない。⁽²³⁾

しかし、以上のような、手形行為独立の原則が妥当する、振出人の署名偽造の処理と対照的に、同じく署名の偽造の事例でありながら、裏書の偽造の場合、英米法は統一法と非常に異なった解決を提起する。

II Mead v. Young, 1790, 4 T. R. 28⁽²⁴⁾

(事実) 為替手形の被裏書人が引受人に対し、九〇ポンドの支払を求めるため提起したのが本訴である。手形は、Dunkirk の Christian が、受取人を Henry Davis 又はその指図人とし、London の被告宛に振出され、郵送された。しかし、手形は、その者のために振出された者と異なる、同名の Henry Davis 手に帰し

料。被告は、手形を引受けた。Davis が原告に割引を求めたとき、原告は手形が被告の引受けたものかを問い合わせ、これに対し、被告が「有効な手形(a good bill)」である旨を回答したので、原告は手形の取得者 H. Davis を知らないで、本件手形を割引いた。

引受人である被告は、手形を裏書した Henry Davis は、手形がその者のため、実際に振出された者でない、という証拠を本訴で提出した。

裁判所の多数意見は、裏書が、実際に手形が支払われる者によるのではないなら、それは偽造で、権限を移転することができないと判断したが、多数意見と少数意見の対立点は、Kenyon 裁判官と Buller 裁判官の意見に鋭く表われ、前者によれば原告の請求は理由があることになる。

Kenyon 裁判官の意見は、本件が、事実とは異なるが、(持参人私式の銀行券に関する) Miller v. Race 事件と同一の原則が妥当すべきことを述べ、次のように主張した、「本件では、過失は手形が支払われるべき者を、より特定して述べなかつた手形の振出人に起因する。原告は手形を所持している者が、実際の H. Davis という人物か否かを知るため、Dunkirk に使者を送る義務はない。

なるほど、若干の不都合が生ずるかもしれない。しかし、この不都合を一方から他方に帰することは、あまりに、手形取得者に過大な負担となるので、私の意見では、彼が手形を受け取った者が実際の受取人であるとの説明を、裏書人から要求することはできない。そのような証明は訴訟において、被裏書人から、かつて要求されたことがなかった。それ故、原告の側に、詐欺又は適切な注意の欠如がないときには、原告は請求する権限がある。」

Buller 裁判官の意見は以下である。何らかの懈怠が原告又は振出人に帰せられるかを問題とすると、「私は、むしろ、全く見知らぬ人物である、H. Davis に手形金を前払いすることにおいて、他の者以上に、原告に過失があると考ええる。」しかし、それは別として、「私は為替手形により訴を提起している原告が、実際に受取人である者の裏書を証明する義務があるとの意見である」が、「さて、本件では、手形が受取人としている、同一の H. Davis によって裏書がされたのではないことは明らかである。」そして、被告が、この主張を禁ぜられないし、又振出人にも過失があつても、本件で問題とならない。「判断は被告に有利になさるべき事を、便宜(convenience)が要求すると考える。手形が、この H. Davis ために振出されたのでないことを知っているのだから、この人物

は偽造の責任を負うことに困難はない、なぜなら、彼がこの受取人と同一の名前を持つという事情は、彼が「同一人物」でないのだから、本件を左右しない。さて、原告がこの手形により請求できないなら、彼は偽造者を追及するように導かれるであろう。そして、たとえ手形が多数の手を渡ってきたとしても、事情は同じであろう。なぜなら、それぞれの裏書人は、自分が手形を受取った者を追跡して行き、最後に偽造につき責任ある者に行きつくであろうから、しかるに、もし原告が本件で勝訴すれば、偽造を追及する動機を持たないことになる。また、損失が、その場合に帰することになるであろう振出人は、偽造を犯した者を発見する手段を欠き、かくして、偽造者はおそらく、罰を免れることになる。……しかし、ともかく、原告は偽造の下で権限を取得したのだから、原告は請求できない。』⁽²⁶⁾

結局、本件では、Billie 裁判官の意見が多数を占め、(手形を善意で取得した)原告が敗訴した。

この判決は次のような原則を確立したと評価できよう、すなわち、善意で手形を取得した者は、偽造の裏書により、またはその下では権限を取得できない、偽造裏書が付着した手形を善意で支

払っても、真の所有者による、引受人又はその他の義務者に対する訴訟を妨げることができない。⁽²⁷⁾この原則が、イギリス手形法、またアメリカの流通証券法に受け継がれて、アメリカの統一商法典に至った。^(28a)

事例によって、説明してみると、この原則によれば、債権者Aが債権者Bに指図式の小切手を郵送したが、途中で盗難に逢い、窃盗犯がBと称して、Bの裏書を偽造して、善意のDに譲渡、Dは自己の取引銀行Eに取立てさせるため、取立委任裏書をし、支払人たるC銀行は小切手を支払った場合、裏書を偽造された債権者Bが広範囲に保護されることになる。^(28b)

各当事者の権利関係を分解してみると、つまり、善意取得者DとE銀行は、善意・悪意を問わずに責任を負う。⁽²⁹⁾しかも、アメリカ法によれば、この責任は、支払ったC銀行にも及ぶ。⁽³⁰⁾ただし、現在の統一商法典によれば、Dに取立を委任されたE銀行は、Dに支払ったかぎり、責任を免がれる。⁽³¹⁾しかし、債権者Bが広範囲に保護されることにいささかの変更もない。⁽³²⁾

ただし、裏書を偽造された真の所有者が、自己の過失により、偽造に寄与した場合には、この保護は否定される。⁽³³⁾

以上の原則の結果、真の所有者の保護に対応して、他の当事者

料の保護が認められる。つまり、支払銀行は、裏書が偽造された小

切手について、振出人の負担とできない。⁽³⁴⁾

資

しかし、このことは支払銀行が偽造裏書から生ずる損害を、一方的に、負担することを意味しない。つまり、英米法によれば、すべての裏書人は自己の後者（被裏書人）に保証（warranty）をしていると解され、この考え方を、支払の場合にあてはめると、手形を呈示する者は、自己の前者の裏書が真正であることを、支払銀行に保証しているということになる。それ故、手形の取得者、さらには、支払銀行は、この「保証責任」によって、保護されている訳である。⁽³⁵⁾

以上の原則の結果、取得者が順次、この「保証責任」を追及していくことになり、理論上は、偽造者ではないにしても、偽造者から手形を取得した者に至ることになるであろう。

この様な解決を容認する原則の背後にある考え方は、統一法会議でのイギリス代表 Chalmers の次の見解に、充分現われている。「為替手形が盗まれ、裏書が偽造され、それから善意の所持人の手に入った時、二人の善意者（innocents）の中の一人が、第三者のなした詐欺的行為から生ずる結果を甘受しなければならない。「手形を」より慎重に保持しなければならなかったのだからとい

う理由で、「ハーグ」統一規則は、為替手形を失った者に、負担を負わせる。しかし為替手形は、しばしば紛失し、郵送の途中に、又はいかなる注意も紛失を免がれない状況で、紛失し又は盗まれるのである。イギリスとアメリカの立法は、この状況の結果を為替手形を受け取った者に負担させる。偽造裏書の後に、為替手形を受け取ったすべての人は、自己が取引をした者を知っている、そして、もし全く知らない、見知らぬ者から手形を受け取ったなら、不正行為の結果を負担しなければならない。」⁽³⁶⁾

以上に見たとおり、支払受領者（たとえは受取人）ではなく、振出人の署名が偽造されたら、D は Price v. Neal 判決の原則により、保護を受けることになるのであるから、偽造裏書の場合に保護を認めない法的処理は、統一法と、極めて異なった様相を示しているように見える。そして、この原則の法政策的な根拠は、Mead v. Young 判決の紹介にあるとおり、善意の取得者の保護を認めれば、真の所有者の保護を欠き、さらには偽造者が罰を逃れる結果になる⁽³⁷⁾ということにある。

以上が、統一法であれば、善意取得の規定によって解決される一例に関する、英米法での処理である。一見したところ、署名偽

造の二つのタイプについて展開された解決は、互いに矛盾しているかに見える。とりわけ、このことは受取人または裏書人の署名が偽造されたときではなく、振出人の署名が偽造されたとき、弁済を受けた手形、小切手の善意取得者が、返還の義務を負わない、ということ想起すれば、充分である。⁽³⁸⁾

しかし、Mead v. Youngで確立された原則が保護するのは、真の所有者のみではないのである。従来真の所有者の保護のみが、たびたび強調されるが、手形又は小切手により債務を弁済した債務者もまた保護されることを見過していることに注意する必要がある。つまり、英米法によると、債務者が指図式の手形または、小切手を使用するかぎり、統一法の下でのように、二重に負担を被むることがないのである、その二重の負担とは、①証券を所持してない、本来の債権者に対する、原因債権にもとづく責任、②支払人(引受人)による支払(引受)拒絶の場合には、連続した裏書により、善意で取得した者に対する、証券にもとづく責任⁽³⁹⁾、この①②の責任であり、統一法は、英米法に比較して、手形または小切手を失なった債権者の保護が薄いと評することができる。

また支払人は、裏書が偽造された手形・小切手の所持人に、善意で弁済しても、振出人の負担とできない。結局、債権者は、た

めらわずに、指図式の証券(特に小切手)を受け取ることができるとし、自己の署名を欠く限り、債権者は損失を恐れる必要がないのである。

矛盾しているかに見えるI判決とII判決は、実はその経済的な機能として指図証券(特に小切手)による弁済の促進をもたらしており、小切手による弁済の広範な普及は、英米法の原則によって促進されているとの主張を確認するかに見える。⁽⁴⁰⁾

しかし、英米法とジュネーブ統一法とを、単純に比較はできない。そもそも、英米法の立場が、それ自体首尾一貫したものであろうか。なぜ取得者の保護が偽造の性質によるのか、英米法において、また手形・小切手の流通性に対する利益は、実際に、譲渡人が既知か未知の者かを問わず、「振出人」の署名の真正の調査を取得者に期待できないということを要求しているのだろうか。

さらに、英米法の立場からは、偽造裏書への処理にみたとおり、未知の者と取引した者が、なぜ保護をうけるかとの疑問そのものは正当な筈である。そうとすれば、既知の者から取得したが、「振出人」の署名が偽造された場合には、なぜ、偽造裏書と同じく、取得者が知っている譲渡人に対する権利に限定されないのか、そもそも、前述のとおり、英米法は、偽造者が、最後の、または

料 以前の裏書人かどうかの区別を、「偽造裏書」の場合に、していな

いのだから、なおさら、この疑問が生じてくる。⁽⁴²⁾ 自らが知らない

者と取引してはならないとの原則自体、「振出人」の署名偽造の場

合に、徹底されてはいない、Price v. Neal 判決と Mead v. Young

判決の間で、首尾一貫しないものがあるのではないのだろうか。

これに対し、ジュネーブ法の体系は、論理的に首尾一貫してい

ると評価できる。しかし、ジュネーブ法の下では、計算小切手、

線引小切手の採用にもかかわらず、少なくとも、小切手による弁

済は危険な試みとなるとすれば、性急な結論は妥当ではない。⁽⁴³⁾

要約しておこう、統一法が手形法一六条（小切手法二二条）に

より、善意の取得者に保護を認める、譲渡人の所有権欠缺の一例

である、偽造裏書による取得者の保護を、英米法は認めない、し

かも、無権代理（代表）による裏書を「無権限署名（unauthor-

ized signature）」として、偽造裏書と同一の取扱いをしてい

る結果、善意取得者の保護はない。⁽⁴⁴⁾

(1) 本稿のこの部分は、従来の英米手形法に関する以下の文

献に多くを負っている、玉井「日英手形法比較講義」(昭四)

大野「英国手形法要論」(昭五)、守屋「一八八二年英国為替

手形法の大意」法学新報四四卷二二号・四五卷一—三号、

中川「流通証券法（現代外国法典双書・英米法Ⅲ）」(昭一

七)、伊沢「米國商業証券法」(昭三〇)（なお伊沢「手形法

・小切手法」は随処で英米法に言及する）、並木「統一アメ

リカ商法典」(昭四八)、武市「イギリス流通証券法」(昭四

八)、道田「統一手形法と英米手形法」手形法・小切手形講

座一卷一八頁以下、同「手形・小切手法の国際的分裂と理

論の利益と代償」論双六卷五号一頁以下、ブラウカー(道

田訳)「アメリカ商法学者のみた日本の商取引法」商事法務

一五三号六頁以下、(なお、道田論文の後者とブラウカー

講演は、道田「日米商事法の実際」(昭三六)に再録)、守井

「手形の善意取得に関する若干の問題」商学論集(福島大学)

三〇巻四号二一八頁。なお、最近のものとして、竹内「小

切手の普及を阻んできたものは何か―消費者問題としての

小切手―」商法・保険法の諸問題・大森遺囑記念(昭四七)

七一五頁以下に教えられる所が多かった。その他、福瀧

「グッド フェイスの基準」民商六九卷三三四七四頁以下参

照。

(2) 前掲の Hudson and Feller 論文の末尾に掲載の「統一法

と英米法との条文対照表によれば、アメリカ流通証券法

(NIL と略称)では、統一法一六条二項は、五九条、五五

条、五六条、一三条と対照されている(Hudson and Feller,

op. cit., p. 375)。前三条は正当所持人(holder in due co-

- urse)「(若干、不正確であるが、大陸法でいえば、抗弁切断の利益を受ける者)をさだめるが、二三条は「偽造裏書」の効果を規定し、この後者が、統一法と非常に異った性格を持つ。さらに、前述の対照表によれば、イギリス手形法(BEAと略称)では三〇条と六〇条が対照されているが(Hudson and Feller, *op. cit.*, p. 375) 前条は「正当所持人」を扱ひ、後者は、裏書偽造の場合に、善意で支払った銀行の免責を定める。この後者は、イギリス手形法が、裏書偽造につき、アメリカ法と同一の原則をとりながら、支払銀行の免責を認めて、アメリカ流通証券法から、大きく離脱して、大陸法に接近したと評価されている点である(Kessler, 47 *Yale Law Journal* 895 et seq.; この点については)に我国でも紹介されている。例えば、道田・前掲論文・論双六六卷二頁三七頁以下)。しかし、英米法では、統一法一六条のみにより解決される問題を一個の条文で処理していないのである。英米法には、統一法一六条に該当する規定はないと、一応、評価できよう(伊沢「手形法・小切手法」〔昭二四〕二八〇頁注一)。
- なお、ハーグ統一規則との比較対照に、Lorenzen, *The conflict of laws relating to bills and notes*, 1919, p. 299 掲載の対照表参照。
- (3) その他、注目を引く、相違点として、方式の自由が広く認められていることがあげられよう、Ulmer, *Die Bedeutung der Form im englischen Wechselrecht*, *Rabelsz* 1929, S. 242 ff. この点は、アメリカの統一商法典(Uniform Commercial Code(UCCと略称))でも維持されている。例えば § 3-105 UCC によれば、手形債権が譲渡抵当により担保されていることを、手形文言に表示することが認められ (§ 3-105 (1)(e) UCC) 約束された、それ故未だ履行されていない、反対給付を手形文言に記載しても、条件を付したものでなく、手形としての効力を有すると規定されている (§ 3-105 (1)(a) UCC)。
- (4) 一七世紀の初期の、英手形法の発展に際し、コモン・ローが、大陸法の理論を修正して導入したことに、Holds-worth, *A History of English Law*, vol. VII (1937), p. 151 参照。その他、Street, *Foundation of Legal Liability*, vol. II (1906), p. 359.; Kessler, *Forged Indorsements*, *op. cit.*, p. 863 et seq.; Kessler and Sharp, *Cases and Other Materials on Contracts*, (1953) p. 641 et seq.; Ulmer, *Geschichtliche und rechtsvergleichende Studien zum englischen Wechselrecht*, *Festschrift für Heck*, *Künnelin, Schmidt* (1931) S. 178 ff. 我国の文献として、上柳「イギリス手形法成立史の概観」論双五七卷一七九頁以下参照。
- (5) 英米法では、認められる「無記名式の手形 (bill payable to bearer)」§§83 (1), 8(2)(3) BEA; §§ 1(4), 9, 126 NIL(1) S

点での英米法と統一法との比較検討に²⁶ Hupka, Das einheitliche Wechselrecht der Genfer Verträge, 1934, S. 13 ff (参照)。また指図式の手形でも「白地裏書(indorsement in blank)」のなされる場合には § 32 (i) BEA, § 32 NIL、以下の本文で与えられる「裏書偽造」と異なる扱いかげなれど Magnus, Tabellen zum internationalen Recht 4, Heft, Wechselrecht (1930) SS. 119 und 315; von Wintzingerode, Der Rechtschein im englischen und französischen Wechselrecht, Diss. Münster, 1935, S. 24 ff 参照。

例えば、アメリカの流通証券法では、白地裏書は、方式については、記名式裏書と同じく、裏書人の署名が必要、その効果では、移転的効力 (§ 30 NIL)、担保的効力 (§§ 65, 66 NIL) を持ち (Magnus, aO., S. 315)、資格授与的効力の面では、手形は所持人に支払可能である (§ 34 NIL)、しかし、すべての所持人は白地裏書を記名式裏書 (special indorsement) に転換し、自らを、または第三者を被裏書人とすることが許される (§ 35 NIL) (Magnus, aO., S. 315)。白地裏書を見えた手形は「交付 (delivery)」によつて譲渡される (§§ 16, 30 NIL)。

無記名式手形の譲渡には、白地裏書を見えた手形と同様、「交付」で足りる (§ 30 NIL)。譲渡人は手形にもとゞき責任を負担しないが、手形の外形における存在、譲渡の権利、手形を無価値とする事実の不知について、保証責任を負担

する (§ 65 NIL)。

たとえば、受取人又は裏書人が、証券を白地で譲渡した場合、所持人 (証券の所有者) が持参人払式証券を占有している場合 (両者とも交付のみで譲渡可能)、証券が遺失又は盗難にあったとき、所有者の、拾得者又は窃盗犯人に対する権利が、普通法上のものである (善意取得者から返還可能) が、衡平法上のものである (正当所持人でない者から返還可能) 争いがあるが (伊沢「米国商業証券法」一八〇頁, Britton, Bills and Notes, (1961), p. 453 参照)、手形を失った者は証券を取り戻すことができる点で同一である (Britton, op. cit., p. 454; Magnus, aO., SS. 127 und 322; Stanzl, aO., S. 83; von Wintzingerode, aO., S. 25 f 参照)。

しかし、拾得者又は窃盗犯人が、交付のみにより流通可能な証券を、正当所持人に譲渡したとき、手形の返還を求めることができなく (Britton, op. cit., p. 454; Magnus, aO., SS. 127 und 322; Stanzl aO., S. 83; von Wintzingerode, aO., S. 25 f) のような解釈の理由は、所有者の過失又は善意の取得者 (the innocent purchaser) の保護によるのでなく (近代の信用財政機構に不可欠な) 商業証券 (commercial paper) の利用を促進するからと説明される (Britton, op. cit., p. 454)。

以上の原則の系として、代理人又は所有者のために手形を占有する者が証券を「違法処分 (the wrongful disposit-

ion of instrument)した場合、その証券が交付のみによつて流通可能なもの(たとえば、持参人私式手形か、白地裏書を具えた手形)であれば、その違法な流通は、後の正当所持人に対する所有者の返還請求権を切断(cut off)すると解される(Britton, op. cit., pp. 454-455)。それ故、所有者の返還請求権は衝平法上のもの(available)違法に処分した者(wrongdoer)と、他の正当所持人でない者(holder not in due course)を追及するしかない(Britton, op. cit., p. 455)。

判例のリーディング・ケースはMiller v. Race, 1758, 1 Barr. 452である(判例集を直接参照できなかった。以下はSteffen, Cases on commercial and investment Paper, 1954, p. 87による)。事案は、William Finney又は持参人を受取人とする、一覧払の銀行券(bank note)にもとづく被告に対する横領訴訟である。銀行券を所持していたWilliam Finneyは、一七五六年一月一日に、銀行券を'Oxfordshire of Chipping Norton of Bernard Odenharty'を宛名人とした、封筒で郵送したが、同夜強盗により、本件銀行券は盗まれた。この銀行券は、同年十二月二日に、有償で、かつ通常の営業過程で、しかも銀行券が強盗にあった事実につき善意の、原告により取得された。本件では、銀行券の譲渡は、交付のみにより、占有以外に権限の調査なしになされた。銀行券を盗まれたFinneyは銀行(Bank

of England)に、銀行券の支払を拒絶するよう申し入れた(それより生ずる損害保証のため、担保が提供された)。その後、原告が銀行に銀行券の支払を求め、その目的のため、被告すなわち銀行のagentに、銀行券を交付したが、被告は、支払ならびに返還を拒絶したので、原告が本訴を提起した。

陪審は、原告勝訴の評決をし、損害を二ポンド一〇シリングと認定したが、本件で原告が、この銀行券の「所有権」を有するかについて、裁判所の見解に従った。

判決理由(マンズフィールド卿の判決)さて、それらは(Bank notes)は動産、証券(securities)、債務証書(document for debt)でないし、そのようにみなされない。しかし、金銭・現金のように、営業の通常の過程と取引で、人々の共通の了解によって、扱われている。かれらは、銀行券に「この目的からみても、金銭の信用と流通を与えている。銀行券は、ギニ(guinea)と同じくらいに、金銭である、通常の支払に使用される他の通貨と同じく、金銭又は現金なのである。」そうすれば、銀行券は金銭と同じ法に服するが、「盗まれた金銭の場合においては、金銭が、有価の善意約因により、誠実に、支払われた後には、真の所有者は、その返還(recovery)を請求できない。しかし、金銭が流通に入ってしまう前には、訴訟は金銭その物につき、提起

される。」「本件では、旅店主は善意で、彼の営業において、gentlemanの外観を持つ者から、銀行券を取得した。強盗との通謀の外観(Pretence)と嫌疑はない。なぜなら、旅店主は厳格に取り調べられ、公判で訊問されており、彼は完全な、有価の約因で、営業の通常の過程で、それを取得したと、事実記載書にあるのだから。なるほど、もし何らかの通謀、不当な取引の状況があるなら、本件は非常に異なつたものである。もし、それが一〇〇〇ポンドの銀行券なら、疑わしいかもしれないが、本件は二ポンド、一〇シリングについての小額の銀行券であつた……。」

この判決が明らかにするとおり、従来、窃盗犯人から持参人払式の証券(本件ではbearer bank note)の譲渡を受けた善意の取得者は、所有権の追及を受けなすと解されているのである(この原則は、本判決以前の判例については、Britton, op. cit., p. 455; Steffen, op. cit., p. 90' など、Ulmer, aO., Festgabe für Heck, Rümelin, Schmidt, S. 199' も参照)。

Britton, op. cit., p. 455' により、判例を概観すると、この原則は数年後に持参人払式の為替手形の事例に適用されたものごとである Peacock v. Rhodes, 1781, 2 Doug. 683 ; Bank of California v. National City Co., 1926, 141 Wash. 243, 251 P. 561' ただし、持参人払式の公債(bearer bonds)の所有者は、適法に占有している者から公債

(bonds)を取得した者を、横領を理由として、責任を追及できないが、所有者に負担する、信託法上の債務に違反して、取得者に譲渡(negotiate)した者から取得者が取得したときは、このかぎりである Land Oberosterreich v. Gude, C. C. A. N. Y. 1936, 85 F. 2d 621'。

その他、持参人払式の公債(bearer county bonds)の所有者は、所有者から詐欺により取得した者から、善意でさらに取得した者に対し、返還を求めることができない、Crosby v. Paine, 1927, 170 Minn. 43, 211 N. W. 947' 盗難にあつた、流通可能な持参人払式の公債(bearer county bonds)の所持人は、盗難の事実を知つて(悪意で)、取得した者から回復を請求せよと Dial v. Crosby County, Tex. Civ. App. 1936, 96 S. W. 2d 534'。

白地裏書の特異な事例として Irwin v. Deming, 1909, 142 Iowa 299, 120 N. W. 645' がある。事實は、P を受取人とし、d により白地裏書された指図式の約束手形が、P により売却権限の付与された A 銀行に対し、P により交付された、そして A 銀行の支配人(cashier) X はこの手形を B に譲渡した、X は満期到来のときに取立てる権限を B により、付与されたが、X は従来 A 銀行と取引関係のある C に、この手形を譲渡し、C もまた A に取立を依頼した、そこで X は、約束手形の振出人(maker)に、手形を引き渡した、為替手形と担保の供与を受けたが、この手形は、B

を受取人とするものであった、そこでCが、この書替手形に対する信託法上の権限を主張したのが本訴であった。原告でCが敗訴したが、Cの上告の結果、同判決は破棄された。その理由は、Cはもとの手形の所有者で、書替手形は濫用された信託物(trust res)の、追跡しうる成果(product)であるから、Cは書替手形に対し、信託法上の権利を主張する権限があるとするものである。

しかし、違法処分の場合でも、裏書の偽造が伴えば、取得者が正当所持人でも、普通法上の返還請求権が発生し、所有者は手形の返還を請求が可能である、Roach v. Woodall, 1892, 91 Tenn. 206, 213, 18 S. W. 407 (後見人が、受取人たる被後見人(未成年者)の署名を偽造した例)参照。

(6) これは、従来から指摘されてきたことである。例えば、Hudson and Feller, 44 Harvard Law Review, 354; Wussow, Zur Lehre vom gutgläubigen Rechtserwerb im englischen und amerikanischen Wechselrecht, Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft, 46, Bd. S. 151 ff.; Henrichs, a.o., S. 61 ff.; Stanzl, a.o., S. 80; Magnus, a.o., SS. 127 und 322; Meyer, Weltwechselrecht I (1909), S. 606 ff.; Lorenzen, op. cit., pp. 47-48' しか、この問題を比較的に検討した。最も秀れた業績は、Kessler, Forged Indorsements, 47 Yale Law Journal 863; Kessler, Einige

Betrachtungen über Indossamentfälschung im anglo-amerikanischen Wechsel- und Scheckrecht, in Festschrift Hans Lewald, Bei Vollendung des Amtsjahres als ordentlicher Professor im Oktober 1953, (1953) S. 505 ff.である。本稿の以下の部分は、この二論文に多くを負っている。

我国では、伊沢「手形法・小切手法」一八〇頁注一、同「米国商業証券法」二五頁の指摘があるが、道田・前掲論文・論双六六卷五号一頁以下、同・前掲論文・手形法・小切手法講座一巻一八頁以下、が詳細である。その他、守井・前掲論文・商学論集(福島大学)三〇巻二一八頁以下がある。

(7) 適用論文は、統一手形法一六条、その他統一小切手法二一条であるが、前稿(拙稿・北大法学論集二四卷四号五七頁)で指摘したとおり、このような原則は、ドイツ手形法例七四条に遡る。なお Kessler, op. cit., p. 870 参照。Kessler 論文によれば、このような原則は、元来偽造裏書について英米法と同一の原則を採っていた。大陸法が、伝統的な原則から離脱した結果であるとのことであるが、ともかく、この点が英米法とジュネーブ統一が対立する問題点であることは Kessler の指摘するとおりである。なお Hupka, a.o., S. 22 ff 参照。

この大陸法の呈示する解決は、善意取得により治癒され

る瑕疵の範囲について、如何なる解釈をしようとも、同一の結論に達する、例えば、「ドイツ手形条例の解釈で、最も厳格な解釈を採る Düringer-Hachenburg, Das HGB II 1910, § 365 Anm. 6 参照。

(8) 統一手形法四〇条、統一小切手法三五条参照。

(9) § 24 BEA; § 23 NIL; § 3-404 UCC. ただし、イギリス手形法は、小切手と一覽払手形につき、支払銀行のために、裏書が偽造または無権限者によりなされても、善意支払に免責を認めている、§ 60 BEA 参照。この点の詳細ならびにアメリカ法がイギリス法の追従しなかった経過に *Car Kessler, op. cit., p. 864* 参照。

(10) 統一手形法七条、統一小切手法一〇条、§ 54 BEA; § 62, 65, 66 NIL; §§ 3-417, 3-418 UCC など、玉井「手形行為独立の原則と英米の禁反言」(『)法学新報四九卷)一〇号一頁、一一号三四頁参照。

(11) この保護は、善意かつ有償で取得した者に与えられ、手形を贈与された者には、認められない、また一部支払の場合、支払額まで取得者が保護される、§ 54 BEA; §§ 62, 54 NIL; § 3-418 UCC 参照。例えば、A が B に対する一〇ドルの債務弁済のため、振出人の署名を偽造した額面一〇ドルの小切手 (B と取引のある C 銀行を支払人とする) を B に交付したが、B は小切手が全額支払われないかぎり、差額の二〇ドルを A に支払うことを拒絶したと仮定する。

Price v. Neal 判決の原則によるかぎり、小切手を C 銀行が支払ったが、その時には A は逃亡してしまったような場合、C 銀行は一〇ドルの範囲内でのみ、B の負担とする、(『) *Car Kessler, op. cit., p. 864* 参照。 (Kessler, *op. cit.*, *Festschrift Hans Lewald S. 506 Anm. 4* の例に *よる*)

なお、振出人の署名が偽造された小切手が支払われた場合、B は A の身分を確かめないで、見知らぬ A と取引しただけでは、アメリカの判例は、B を「悪意」と扱かうに、充分でないとする、Fidelity & Casualty Co. of New York v. Planenscheck, 1920, 200 Wis. 304, 227 N.W. 387 参照。

(12) 英米法は、小切手を為替手形の一種とみづる、§ 37 BEA; §§ 185, 187 NIL; § 3-411 UCC

(13) 本判決は、Keener, *Cases on Quasi-Contracts*, Vol. 1 (1888) p. 212 に *も*再録されている。以下は *主として* Keener の著書による、その他 Braucher-Sutherland, *Commercial Transactions* (1968) p. 536; Britton, *op. cit.*, p. 375; Steffen, *op. cit.*, p. 446 等の他、Brady, *The Law of Forged and Altered Checks*, (1925), p. 36 *を*参照。

(14) § 54 BEA; § 62 NIL; § 3-418 UCC、伊沢「米国内商業証券法」二七八頁以下参照。BEA と NIL は「UCC と異なり、「引受 (acceptance)」にのみ言及しているが、「支払」の場合も同様に解されていた、判例については、Ste-

ffen, op. cit., p. 450 なお、Kessler, aaO., S. 506. Anm. 6 参照。

- (15) Federal Deposit Insurance Corporation v. Thompson, 1936, 54 Ga. App. 611, 188 S.E. 737 ; Couvillon v. Whitney National Bank of New Orleans, 1951, 218 La. 1096, 51 So. 2d 798、ただし、この原則は、振出人が自己の不注意で、自己の署名の偽造に、実質的に (substantially) 寄与した時には、排除される、§ 3-406 UCC。典型的な例として、署名に使用する印章の不注意な保管の結果、署名が偽造された場合があらう、The American Law Institute. Uniform Commercial Code. 1962 Official Text. p. 245 ; Kessler, aaO., S. 506. Anm. 7 参照。
- なお、UCCは、小切手口座を持つ者に、署名が偽造されたことを、遅滞なく、取引銀行に通知する義務を課している。§ 4-406 UCC なお、The American Law Institute, op. cit., pp. 427-431.
- (16) このような理由づけは、すでに Price v. Neal 判決に表われていたその他、Charles v. Blackwell, 1877, 2 C. P. 15、なお Kessler, aaO., S. 507 参照。前者の判決の詳細な検討については、Ames, The doctrine of Price v. Neal (1891) 4 Harvard Law Review 297 参照。
- (17) § 3-418 UCC ; Braucher-Sutherland, op. cit., p. 538
- (18) Kessler, op. cit., p. 896 ; Kessler aaO., S. 507 の力説

する点である。その他、Steffen, op. cit., p. 444 は次のように言う、「とにかく、取引社会 (business community) の視点から、いかなる当事者が、損失を避け、また分散するのに、最も適当な地位にあるかを考察してみよう。おそらく、十分に組織された銀行が、偽造者から救済をえるのに最も適当である。」その他、Corker, Risk of Loss from Forged Indorsements, (1951) 4 Stanford Law Review 24 参照。ただし、道田・前掲論文・論叢六六巻五号三六頁以下は、このような説明に疑問を述べる。

- (19) Kessler, aaO., S. 507 f
- (20) Kessler, aaO., S. 507、とりわけ、Corker, op. cit., pp. 30-31 が、この点を強調する、Corker は議論の前提として、①損失を避ける最良の機会を持つ者が、損失を負担すべきである。②損失が、振出人と、偽造裏書の下にある。小切手を振から銀行により等しく、回避可能な損失であるときは、銀行によって負担されるべきである。この①②を前提とする。
- (21) Kessler, aaO., S. 507 は、Gemeinschaft という用語を使用する。
- (22) 以上、すべて Kessler, aaO., S. 507 による。
- (23) Braucher-Sutherland, op. cit., p. 539
- (24) 判決の事実と理由は、Steffen, op. cit., p. 402 によった。

- (25) Steffen, op. cit., pp. 402-403
- (26) 同上、Steffen, op. cit., pp. 403-404
- (27) 逆に言えば、証券(手形又は小切手)が指図式の場合、債権者は、原則として、自己の真正な裏書によってのみ、権利を失うるだけである。Kessler, aO., S. 508; Kessler, op. cit., pp. 867-868; Steffen, op. cit., p. 400; von Wintzingerode, aO., S. 32 ff
- (28*) § 24 BEA; § 23 NIL; §§ 3-202, 3-203, 3-404, 3-417, 3-419 UCC。しかも、判例法上、無権代理人による裏書も無権限署名(unauthorized indorsement)として、偽造裏書と解されてきた結果、偽造裏書と同一の扱かいを受けると至つて、American Law Institute, op. cit., pp. 290-291。詳細は Kessler, op. cit., p. 868 参照。その他、von Wintzingerode aO., S. 33。
- (28d) 設例は、Kessler, aO., S. 508 以下。
- (29) Good Roads Machinery Co. v. Broadway Bank, Mo. App. 1924, 267 S. W. 40; Henderson v. Lincoln Rochester Trust Co., 1951, 303 N. Y. 27, 100 N. E. 2d 117; § 3-419 UCC
- (30) § 23 NIL; § 3-419 UCC 参照。支払銀行は、裏書が偽造された小切手を支払ったとき、署名が偽造された所持人に責任を負う(Britton, op. cit., pp. 418-422) 肯定。Blacker & Shepard Co. v. Grantie Trust Co., 1933, 284

Mass. 9, 187 N. E. 53。ただし否定。Gordon Fireworks Co. v. Capital Nat. Bank, 1926, 286 Mich. 271, 210 N. W. 263

しかし、これに対しイギリス法 (§ 80 BEA) は、裏書が偽造された場合でも、支払銀行が、善意で弁済した時、免責を受けることを認める。アメリカ法と異なる解決を示す。この原則の例外の法政策的な理由は、Charles v. Blakwell, 1877, 2 C. P. 151 に要約されている。「銀行の顧客の署名偽造から、銀行は自分を守る能力があるとされねばならない。銀行は、自己の顧客の署名を知っているし、知らねばならない。しかし、銀行は、銀行に宛てて振り出され、そして指図式である小切手を裏書するかもしれない、多数の受取人または代理人の署名を知ることができない。それ故、顧客は指図式小切手を振り出すことができるという利益をえるが、偽造裏書の可能性は……顧客の危険となるべきであるということは、不合理ではない。小切手を指図式とすることにより、振出人は次の利益を受ける。つまり小切手が受取人に到着する前に、盗まれ又は紛失したとき、偽造裏書なくしては、支払われない、しかも持参人私式小切手を呈示するのをためらわないし、真の所有者をだまして、利益を得ようとする多くの人々なら、このような危険を冒かさないのであるから、偽造裏書の可能性は振うな利益を得ているのであるから、偽造裏書の可能性は振

出人の危険に属するといふことは合理的である。」

(31) § 3-419(3) UCC

(32) この場合に、債権者Bは債務者Aに、小切手が振り出されたところの原因債権を請求できる。Strickland Transport Co. v. First State Bank of Memphis, 1948, 147 Texas 193, 214 S.W. 2d 934. しかも小切手がBから盗まれた場合でも、過失(例えば、Bが記名裏書を白地裏書に転換した等)がないかぎり、請求が可能である。以上につき、Kessler, *aoO*, S. 509 参照。

(33) § 3-406 UCC. たとえば、この規定によれば、不誠実な被用者に小切手を委託し、この者が裏書を偽造して譲渡した場合、署名が偽造された者は、善意の取得者、又支払銀行に対し、署名の偽造を主張できないことになる。Baruch-Sutherland, *op. cit.*, pp. 510-535.

また、前述したが、裏書に通常使用した印章を、不注意に保管し、その結果被用者が、それにより署名を偽造した場合も、同様である。

(34) 振出人に過失あるときは、事情が異なる。§ 3-406 UCC. なる Kessler, *aoO*, S. 510. *Ann.* 24 参照。

(35) § 55(2) BEA : §§ 65, 66 NIL ; Canal Bank v. Bank of Albany, 1841, 1 Hill (N. Y.) 287 (裏書偽造の場合に、支払銀行が、支払金の返還を求めて認められた事例)。

この義務は、支払又は譲渡の時に成立し、支払(引受)拒

絶による遡求が要件とする、適時の呈示、(必要なときは)拒絶証書、拒絶の遅滞のない通知を必要としない。この保証責任につき、道田・前掲論文・論双六六卷五号二〇頁以下(さらに、ブラウカー―道田「アメリカ商取引法と日本民商法」(昭三五)一五八頁以下)参照。

詳細な検討は、Kessler, *op. cit.*, pp. 871-880 が試みている。この解決の結果、裏書を偽造された、真の所有者は、自己の前者に対する権利と、後者と弁済、引受をした支払人に対する、あらたな権利を有し、偽造者の後の被裏書人は、「保証責任」の外に、支払(引受)拒絶の場合の、偽造者に至るまでの自己の前者に対する、遡求権(一定の要件をみたしたうえで)を取得する。また、支払銀行が真の所有者に弁済したとき、銀行は振出人の口座の負担とすることができ、Blacker & Shepard C. v. Grantie Trust Co., 1933, 284 Mass. 9, 187 N.E. 53 参照。

(36) Société des Nations, Comité Economique. Unification de la législation sur la lettre de change et billet à ordre. Rapport général et Rapports individuels. 1923. p. 101 Kessler, *aoO*, S. 511 は、巧みに、次の様に要約する。「□は見知らぬ者(取引してはならぬ)。彼は自ら信頼をおいたところから、自己の信頼をもとめねばならない。」

(37) Mead v. Young 判決での Buller 裁判官の意見を参照。

(38) Kessler, *aoO*, S. 511

(39) Kessler, *aaO.*, S. 511f.

(40) この英米法の立場から、統一法一六条一項に該当する、一九一〇年のハーツ草案 (*avant-projet*) 一六条についての、イギリス政府の見解が、早くから、問題点を指摘していた、すなわち、草案は偽造裏書が存在する場合でも、手形を取得するのを認めるが、「……[イギリスの]法律家の意見は、①それが偽造を促進し、②充分な調査なしに、手形を取得するにおいて、人々を放漫 (*lax*) にするという理由から、強く反対した。③もし、偽造裏書の下で所持する手形に対する「良権限 (*a good title*)」が取得可能なら、裏書の方式 (*formality*) は無用と見えるかもしれない、そして、それなら、手形を持参人私式とすることが、より人を誤らせないであろう。」と指摘して、偽造裏書が介在しても取得を認める結果生ずる。以上三つの問題点をあげて、批判した。Conference de la Haye pour l'unification du droit relatif à la lettre de change etc. 1912. Documents I. pp. 182-183。

本文で引用した Chalmers の批判は主として②に関連したものであった。Société des Nations, Comité Economique. Unification de la législation sur la lettre de change et billet à ordre. Rapport général et Rapports individuels. 1923. p. 101 このような偽造裏書の処理が、英米における、小切手の普及を助けてきたことを認めるものに、Kessler, *op. cit.*, p. 895 ; Kessler, *aaO.*, S. 512 がある。その他、道田・前掲論文・論双六六巻五号一頁以下、同、前掲論文・手形法・小切手法講座一巻一八頁以下、とりわけラウカー・前掲講演・商事法務一五三号六頁以下参照。その他 Steffen, *op. cit.*, pp. 400-401 参照。

(41) Kessler, *op. cit.*, p. 895

(42) Kessler, *op. cit.*, p. 895 ; Kessler, *aaO.*, S. 512

(43) また、Kessler は英米法の問題として、次の点を指摘する。偽造裏書の規制が、経済的に最良の解決といえるか、けたし、この規制は、容易に訴訟を招来させる結果、勝訴した当事者にも多くの費用の負担を課すからであると、Kessler, *aaO.*, S. 513。

(44) 無能力者(特に未成年者)から裏書により手形を取得した場合に、簡単に言及しておこう。無能力者の抗弁は、物的抗弁 (*real defense*) と解かれてくる(流通証券法制定前の判決 *tylar v. Flenmie*, 1888, 68 Mich. 185, 35 N.W. 902、以後の判決 *Murray v. Thompson*, 1916, 136 Tenn. 118, 188 S.W. 578、その他 Williston, Vol. I, C.K 参照)。無能力者が、契約能力のない時に譲渡 (*negotiate*) したときには、返還請求権が認められるが、これは証券の正当所持人でない者に対してのみ認められ、証券が正当所持人の手に帰したときに、無能力者は返還を請求できないと解される (Britton, *op. cit.*, pp. 453-456)。

手形法16条2項にいわゆる「善意」について (二)

つまり、無能力の瑕疵ある裏書の無効は、無効な署名による責任を発生させないが、以前の又は以後の裏書相互の動力を害さない (§ 22(2) BEA; § 22 NIL; Magnus, aO., S. 119)。それ故、無能力により無効な裏書により、権利を取得することはなし (Magnus aO., SS. 127 und 322)。

なお、英米法における、能力に対する信頼の保護の問題にこのことは Wellspacher, Das Vertrauen auf äußere Tatbestände im bürgerlichen Rechte. 1906. S. 117 ff 参照。